

戦没者の遺骨が含まれる土砂を辺野古新基地建設に使わせてはなりません

緊 急

2022. 2. 1

F A X 送信のお願い

沖縄県糸満市での鉱物掘採に係る措置命令に対する 取消裁定申請事件の公正な審査を求める要請

沖縄島南部地域での鉱山開発計画をめぐって、昨年5月に沖縄県は、熊野鉱山の開発業者に対し、遺骨の有無について関係機関と連携して確認などを求める、自然公園法に基づく措置命令を出しました。

業者側は、これを不服として、国の公害等調整委員会に取消請求を行い、第1回の審理が昨年12月16日に行われました。

来たる3月24日に第2回目の公害等調整委員会が開催されます。

別紙を参考にされ、公害等調整委員会委員長あてに公正な審理を求める要請FAXを下記FAX番号に送信をお願いいたします。

もし、取消の裁定が出されますと、沖縄島南部地区の沖縄戦跡国定公園内の20数か所の鉱山開発に対して、沖縄県が自然公園法を根拠として遺骨への配慮を求めることができなくなってしまいます。皆様のご協力をお願いいたします！！

☆要請先

・公害等調整委員会 FAX 03-3581-9488

◎郵便の宛先

〒100-0013

千代田区霞が関3-1-1

公害等調整委員会

平和をつくり出す宗教者ネット
東京都渋谷区神泉町8-7 日本山妙法寺内

090-6711-5573 (江上)

FAX 03-3461-9367

Mail:nqh10948@nifty.com